建築審査会について

１　建築審査会とは

建築審査会は、建築基準法に基づき設置され、同法に規定する同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行います。

建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の分野から任命された委員５人以上で組織されます。

２　古河市建築審査会

古河市建築審査会は、分野別に法律１人、経済１人、建築１人、都市計画２人、公衆衛生１人、行政１人の７人の委員で組織されています。委員の任期は２年です。

※古河市建築審査会の概要

設置の根拠法令	建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 78 条 古河市建築審査会条例
設置年月日	平成 17 年 9 月 12 日
主な審議内容	１　建築基準法に規定する同意 ２　審査請求に対する裁決についての議決 ３　建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議
会議の開催予定	随時
委員の任期	令和 7 年 11 月 15 日まで（2 年）
委員数（定数）	7 人（7 人）
委員の職及び氏名	会　長　古屋秀樹（都市計画）　委　員　初見　勝（経　済） 会長職務代理者　志摩憲寿（都市計画）　委　員　尾花栄子（行　政） 委　員　小野寺信次（法　律）　委　員　野田秀平（公衆衛生） 委　員　堀内和子（建　築）
問合せ先（事務局）	古河市役所　都市建設部　建築指導課　建築指導係 TEL　0280-76-1511（内線 2154・2155・2156）